

通帳やお金の管理が難しくなった

書類の手続きがわからない

福祉サービスを使いたいけどどうすればよい？

よくわからずに契約をした

このような時には、以下の制度があります。詳しく見てみましょう！

日常生活自立支援事業		成年後見制度	
対象は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方			
在宅で契約内容が理解できる程度の方へ、日常的な生活援助の範囲内で支援を行う	概要	判断能力が不十分な方を保護し、財産管理や日常生活に関わる契約などの支援を行う	
利用時間や預貯金に応じた料金がかかります	利用中の費用	本人の資産状況等により家庭裁判所が決定します	
1. 身の周りに関すること (○…お手伝いできる ×…お手伝いできない)			
<input type="radio"/>	福祉サービスの利用援助	<input type="radio"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	病院入院契約・施設の入退所契約	<input type="radio"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	医療行為の同意・入院や入所時の身元保証人	<input checked="" type="checkbox"/>	
2. 財産に関すること (○…お手伝いできる ×…お手伝いできない)			
<input type="radio"/>	日常生活の金銭管理・通帳や銀行印の保管	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	年金の受領に必要な手続き	<input type="radio"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	不動産の処分や管理・遺産相続	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	消費者被害のクーリングオフの手続き	<input type="radio"/>	
※1、2ともに成年後見制度では、代理権の範囲によります			

詳しく知りたい方は、下記へお問い合わせください。

☆日常生活自立支援事業：社会福祉協議会 総合福祉課 (0863-31-5601)

☆成年後見制度：成年後見支援センター(0863-32-5645)
地域包括支援センター(0863-33-6600)

※判断能力が不十分になった時に備えてあらかじめ後見人を決めておく制度もあります。

